

# (写)

文京区告示第 57 号

## 入 札 公 告 (再度公告入札)

(仮称) 第二青少年プラザ建設その他機械設備工事について、制限を付した一般競争入札(以下「入札」という。)を行うため、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 の規定により次のとおり公告する。

本件入札は、令和 8 年 3 月 16 日に入札公告を行った「(仮称)第二青少年プラザ建設機械設備工事」の再度公告入札である。

本件は、文京区公契約条例(令和 6 年 6 月文京区条例第 24 号)の規定により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことや労働条件に関する事項の報告書を区に提出することが義務付けられる。

令和 8 年 5 月 7 日

文京区長 成 澤 廣 修

### 1 入札に付する契約の内容

入札に付する契約の内容は、次のとおりとする。

工事件名	(仮称) 第二青少年プラザ建設その他機械設備工事
業 種	空調工事
工事場所	東京都文京区大塚一丁目 5 番 17 号
工事概要	ア 施設概要 鉄筋コンクリート造・地下 1 階地上 4 階 敷地面積 390.11 m <sup>2</sup> 延べ面積 1167.26 m <sup>2</sup> イ 工事規模 (仮称) 第二青少年プラザその他建設工事に伴う機械設備工事一式 ウ その他 機械設備工事を対象とし、関連する建築工事及び電気設備工事は除く。
工 期	契約締結日(議決日)の翌日から令和 10 年 8 月 31 日まで

### 2 本契約の締結

落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、本契約については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号の規定により令和 8 年 9 月文京区議会定例議会で議決された日に締結する。

### 3 入札に参加しようとする者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(7)までに掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱(18 文総契第 347 号)による指名停止の期間中でないこと。
- (3) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱(23 文総契第 306 号)による入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (4) 経営不振の状態(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項の規定により

更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、文京区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

- (5) 希望申請時において東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）における資格について、次の要件を満たしていること。

資格要件	登録条件	文京区の入札参加資格を有していること。	
		業種コード 1000「空調工事」の登録をしていること。	
		文京区において上記業種の指名実績がない業者は、電子調達サービス上に登録されている上記業種の完成工事高（基準日直前 1 年審査対象事業年度）の実績があること。	
	共同格付	文京区内業者	A ランク、B ランク
文京区外業者		A ランクであり、管工事（空調工事）の共同格付順位が 100 位以内であること。	

- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

- (7) 区外業者の場合、文京区、国、他の地方公共団体等との間で、次の要件を全て満たす契約実績があること。

契約実績	・ 契約年月日が平成 28 年 4 月 1 日以降でしゅん功済みの管工事契約実績
	・ 1 件の請負金額は、1 億円以上

#### 4 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、電子調達サービスの希望申請から一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出して、入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時までに(1)の申請書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (3) 添付資料の提出  
申請書を提出しようとする者は、次に掲げる資料を電子調達サービスにより申請書に添付すること。  
ア 特定建設業の許可通知書又は許可証明書の写し  
イ 3(7)の契約実績について、工事件名、工事場所、請負金額及び契約年月日を証する書類

#### 5 入札参加資格の通知

- (1) 審査の結果は、令和 8 年 5 月 22 日（金）以降、電子調達サービスから一般競争入札参加資格確認通知書（以下「通知書」という。）により、申請した者に通知する。
- (2) 入札に参加する資格がないとされた者については、通知書にその理由を付記する。

#### 6 入札に参加する資格がないとされた者に対する理由の説明

入札に参加する資格がないとされた者が、その理由について説明を求めたときは、次のとおり説明を行う。

- (1) 期 間 令和8年5月25日（月）及び26日（火）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 場 所 文京区春日一丁目16番21号 文京シビックセンター15階  
総務部契約管財課契約係 電話03（5803）1150（直通）

## 7 契約関係書類の縦覧

文京区契約事務規則（昭和39年4月文京区規則第11号）、文京区入札参加心得書及び工事請負契約約款は、文京区のホームページから縦覧することができる。

## 8 設計図書

5(1)によりこの入札に参加する資格があるとされた者は、電子調達サービスの発注図書等受領により設計図書等をダウンロードすること。設計図書等は、大容量ファイル送信サービスにより、電子調達サービスに登録されているメールアドレス宛てに別途送信する場合がある。

なお、設計図書等の全ての受領が確認できない者は、入札に参加することができない。

## 9 質疑及び回答

設計図書に関して質疑があるときは、次のとおり回答を行う。

- (1) 質疑は、設計図書の受領から令和8年6月1日（月）午後4時までに電子調達サービスにより質問登録を行うこと。  
なお、質疑がないときは、登録不要とする。
- (2) 回答は、令和8年6月9日（火）午後3時までに電子調達サービスにより行う。

## 10 入札（開札）について

入札（開札）は、次のとおり行う。

- (1) 入札日時 令和8年6月16日（火）午前10時までに電子調達サービスにより入札書を提出すること。
- (2) 開札日時 令和8年6月16日（火）午前10時以降
- (3) 入札及び開札場所 電子調達サービス

## 11 入札の方法

- (1) 入札の方法については、文京区契約事務規則の規定するところによる。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にその金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る納税義務者であるか否かにかかわらず、その見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) この入札には、低入札価格調査基準価格を設定する。
- (4) 本案件は、文京区公契約条例（令和6年6月文京区条例第24号）の規定により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことや労働条件に関する事項の報告書を区に提出することなどについて約定する必要がある。

詳細については、文京区ホームページに掲載されている「文京区公契約条例の手引」その他の関係資料を確認すること。

## 12 入札行為の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、入札行為を無効とする。

- (1) この公告に掲げる競争入札に参加する資格のない者のした入札行為
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札行為
- (3) 文京区入札参加心得書の各条項に違反した入札行為
- (4) 入札行為時点において資格がない者のした入札行為
- (5) 不正な方法による入札行為

### 13 落札者の決定

予定価格の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者とされた者が12に掲げる行為を行った場合は、落札を無効とする。落札者の入札金額が、低入札価格調査の対象となった場合には、文京区低入札価格調査委員会の審査を経て決定する。

### 14 契約上の注意

- (1) 契約締結の際は、請負金額の1割以上の履行保証証書を提出すること。
- (2) 請負者の請求により前払金を支払うものとする。
- (3) 落札者は、建設業法に従い監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

### 15 問合せ先

総務部契約管財課契約係      電話 03 (5803) 1150 (直通)

別表 ◆申請書類一覧◆

次に掲げる書類を電子調達サービスにより申請書に添付すること。

提出書類		必要部数
添付書類	特定建設業の許可通知書又は許可証明書 (写し)	1部
	契約実績の証明書類 (写し)	<p><b>*区外業者の場合</b>                      文京区、国、他の地方公共団体等との間で、次の要件を満たす契約実績があること。</p> <p><b>【契約年月日】</b>                      平成28年4月1日以降でしゅん功済みの管工事契約実績(過去10年間)</p> <p><b>【1件の請負金額】</b>                      1億円以上</p> <p>※JVの場合は、契約金額の出資割合分を実績とみなす。</p>